りとる・ちっぷす芽室の移転及び病児保育の開設について

資料1

(事務事業:保育事業)

1 概要

小規模保育事業所「りとる・ちっぷす芽室」は、施設の老朽化及び質の向上を図るため、保育事業所を町内で移転予定である。移転に伴い、国の保育所等改修費等支援事業補助を利用し、移転先の改修工事を計画している。

また、同移転先において病児保育を開設する予定であり、国の子ども・子育て支援事業補助を利用し、病児保育開設準備にかかる改修を行う計画である。

2 移転先住所

芽室町西 2 条 5 丁目 2 番地 2 階全面 (362.35 m²)

- 3 国の補助事業における補助割合及び補助上限額
 - ・保育所等改修費等支援事業(移転分) 国 1/2、市町村 1/4、保育運営事業者 1/4(上限額 22,000 千円)
 - ・子ども・子育て支援事業(病児保育分) 国 1/3、道 1/3、市町村 1/3 (上限額 4,600 千円)

※いずれの補助事業も市町村の補助が条件であることから、本町では国の示す補助割合分について補助することとしたい。また、上限額を超える経費については設置主体の負担とし、町独自で超える分を補填するものではない。

4 スケジュール

- R4.2.7 厚生文教常任委員会説明
- R4. 2. 15 補正予算提案
- R4.2~ 移転先施設改修
- R4.3~ 広報誌等で周知
- R4.4~ 移転及び病児保育開設

5 担当

子育て支援課児童係